

事務連絡

令和7年11月27日

大臣認定取得者各位

国土交通省住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当）付

大臣認定不適合の未然防止に向けた社内体制の点検のお願い

昨今、大臣認定不適合の報告が続いております。大臣認定不適合は制度の信頼を根幹から揺るがすものであり、到底許されるものではありません。

つきましては、大臣認定取得を行う部門においては、製造部門、委託先、調達先等への大臣認定仕様の確実な伝達や、製品変更時、製造方法変更時等における大臣認定仕様への適合確認を怠ることがないように、今一度社内体制を点検し、万全の取組をお願いします。

以下に、大臣認定不適合の発生原因について、大まかに分類してお知らせします。

【製品製造】

- 認定仕様が製品開発部門や製品設計部門から社内製造部門に伝わらず、社内製造部門で製造しやすいように仕様変更をしたために不適合（遮炎材の取り付け位置を変更など）が発生
- 製造ラインの製造プログラム設定時に、認定仕様と異なる製造指示を入力したために、不適合が発生
- 製造方法変更時に認定仕様への適合確認を怠り不適合（人の手から自動塗布機に変更して誤差が拡大など）が発生

【製品調達】

- 調達製品変更時に認定仕様への適合確認を怠り不適合（製品の厚みが超過など）が発生
- 調達先への認定仕様の不提示により、調達先が同等品ということで材料を変更したことに気づかず不適合（JIS品から独自規格品への変更など）が発生

【外部委託】

- 委託先への認定仕様の不提示により、委託先が認定仕様と異なる加工を実施し不適合（表面塗装厚さが超過など）が発生
- 委託先への認定仕様の提示をしていたが、施工図の承認の際に認定仕様との照合を怠り不適合（留め付けピッチが不足など）が発生

これらに限らず、大臣認定不適合の発生に至らないよう、大臣認定仕様への適合確認においては、複数部門で複層的なチェックを行うことが重要であるため、設計開発部門、製造部門だけではなく、品質管理部門の関与を強化するなど、体制の充実についてもご検討をお願いいたします。